

浜松市福祉交流センターの施設利用料にかかる営利加算算定基準

1 主催者が、入場者（外部）から入場料・参加料等を徴収する場合

<加算対象とするもの>

- ・興行、講演会、セミナー、塾、レッスン、入学試験、模擬試験、各種検定 等

会議室区分	加算の内容	
ホール	下記の入場料区分に従い、ホール内に入場者がいる利用時間区分（午前・午後・夜間）について営利加算を算定	
	1,000 円以下	所定利用料金の 2 倍
	1,001 円以上 3,000 円以下	所定利用料金の 2.5 倍
	3,001 円以上	所定利用料金の 3.5 倍
※福祉関係団体は、資料代その他実費は入場料等を含めない。		
ホール以外の会議室	会議室内に入場者がいる利用時間について、所定料金の 2 倍を加算。 ※福祉関係団体は、資料代その他実費は入場料等を含めない。	

※営利団体（個人事業者を含む）等が行う無料セミナーは営利加算対象とする。

<加算対象としないもの>

- ・サークル・グループ等の活動で、会場使用料や講師謝礼等の必要経費をメンバーから集金する場合
- ・学校、幼稚園、保育園等が実施する学校（園）の活動
授業の一部、発表会、入学式、卒業式、学校説明会 等
- ・学習支援団体が実施する学習支援活動

2 商品展示、宣伝又は販売その他の営業活動を行う場合

<加算対象とするもの>

- ・営利団体（個人事業者を含む）・非営利団体が行う直接的営業活動
商品の展示、宣伝、販売、商談、商品のあっせん等

会議室区分	加算の内容
ホール	営業活動を行う利用時間区分（午前・午後・夜間）について、所定料金の 2 倍を加算。 ※ただし、上記の入場料にかかる加算とは重複しない。
ホール以外の会議室	営業活動を行う利用時間について、所定料金の 2 倍を加算。

<加算対象としないもの>

- ・営利団体（個人事業主を含む）が行う、社内会議、社員研修、入社式等
- ・業界団体等が行う連絡会議、研修会等
- ・非営利団体から委託を受けた営利団体が会議室等を予約した場合
（実質的な主催者が非営利団体である場合）

※加算対象としないものに該当しても、入場料・参加料を伴う場合や直接的営業活動が含まれるものは、加算対象とする。

3 営利加算を対象とする貸室及び時間の範囲

- ・営利加算の対象範囲は、以下のとおりとする。

- ①来場者が入場している貸室及びその時間
- ②直接的営業活動が行われている貸室及びその時間

※準備・片付け、控室の利用は営利加算の対象としない。